第五条第一項の表中

五の四　第二条第五号の四の電波障害防止装置	第十号第四改訂版
五の五　第二条第五号の五の原動機用蓄電池	第百号第二改訂版
五の六　第二条第五号の六の感電防止装置	
五の七　第二条第五号の七のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	第九十四号第二改訂版
五の八　第二条第五号の八のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	

を

五の四　第二条第五号の四の衝突被害軽減制動制御装置	第百三十一号改訂版
五の五　第二条第五号の五の電波障害防止装置	第十号第四改訂版
五の六　第二条第五号の六の原動機用蓄電池	第百号第二改訂版
五の七　第二条第五号の七の感電防止装置	
五の八　第二条第五号の八のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	第九十四号第二改訂版
五の九　第二条第五号の九のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	

に、

十一の三　第二条第十一号の三の前部潜り込み防止装置取付装置	

を

十一の三　第二条第十一号の三の前部潜り込み防止装置及び前部潜り込み防止装置取付装置	

に、

十一の四　第二条第十一号の四の運転者席	第百二十五号改訂版

を

三十四の二　第二条第四十号の二の盗難発生警報装置	第九十七号改訂版第百十六号

に

三十四の二　第二条第四十号の二の盗難発生警報装置	第九十七号改訂版第百十六号
三十四の三　第二条第四十号の三の車線逸脱警報装置	第百三十号

を

第二条第五号の四の電波障害防止装置	6以上
第二条第五号の五の原動機用蓄電池	8以上
第二条第五号の六の感電防止装置	
第二条第五号の七のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	
第二条第五号の八のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	

を

第二条第五号の四の衝突被害軽減制動制御装置	
第二条第五号の五の電波障害防止装置	6以上
第二条第五号の六の原動機用蓄電池	8以上
第二条第五号の七の感電防止装置	
第二条第五号の八のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	
第二条第五号の九のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	

に、

第二条第十一号の三の前部潜り込み防止装置取付装置	

を

第二条第十一号の三の前部潜り込み防止装置及び前部潜り込み防止装置取付装置	

に、

第二条第十一号の四の運転者席	

を

第二条第四十号の二の盗難発生警報装置	

に

第二条第四十号の二の盗難発生警報装置	
第二条第四十号の三の車線逸脱警報装置	

改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。